はしがき

本書は，主として大学の法学部以外の学生や市民の方々に「人権」について学ぶための材料を提供するために作成した入門書である。2008年に初版，2011年に第２版，2017年に第３版，2021年に第４版が出版され，今回５年ぶりの改訂となった。以下，この本の構成とタイトルの意味について少し説明をしておきたいと思う。

本書は３部構成である。FIRST STAGE は，人権総論部分であり，人権保障の歴史やあり方を，歴史的な人権文書，明治憲法，日本国憲法，国際人権法等を材料として解説している。読者には，まず，自分が人権の享有主体であることを意識していただきたいと思う。そして，人権はすべての人に保障されるはずのものであることも再認識してもらいたい。そのためには，人権保障の歴史等を理解することは不可欠であると考えてこの部分をおくこととした。

SECOND STAGE は，日本国憲法が保障している人権のうち，個人の尊厳と平等，幸福追求権，精神的自由，生存権，労働者の権利，刑事手続における権利を取り上げることとした。これらの人権は今日の日本でも侵害されやすく，誰もが人権侵害の被害者になりうる可能性が高いものであり，まさに自分の身を護るためにもしっかりと知識と思考を身につけてほしいと思う。

THIRD STAGE がマイノリティの権利で，すべての人というよりは特定の人たちに関して問題となってくる人権を扱っている。取り上げたのは，性別に関連する問題，子ども，障害者，ホームレス，外国人，戦後補償，ビジネスと人権，少数民族等の権利，である。おわかりいただけると思うが，弱い立場におかれた人たちのことである。日本で，あるいは世界でも，マイノリティという言葉は，はっきりと用法が定まっておらず，近年の研究，岩間暁子／ユ・ヒョヂョン編著『マイノリティとは何か』（ミネルヴァ書房，2007年）では，研究対象とした７カ国のマイノリティ概念を３つに分けて整理している。１つ目は「限定型」，２つ目は「拡散型」，３つ目には「回避型」である（同書５頁）。

日本では，1990年以降同性愛者や障害者などを含む「弱者」一般を指し示す２つ目の用法が増加し，その使われ方は1994年ごろにほぼ定着したといわれている（同書37～45頁）。本書のタイトルに使われているマイノリティの意味は，この日本で一般的に使われている「拡張型」の用法によるものである。「弱者」の権利といってしまえばわかりやすいのかもしれないが，その人たちが本来的に「弱者」であるわけではなく，社会のあり方が「弱者」を作り出しているのである。そして，少数派の彼らが弱者でなくなるような社会をつくることこそが求められることであることをこの本を通じて訴えたいと考え，マイノリティという用語をあてることにした。第17講に出てくる少数民族等の権利は，１つ目の国際人権法の規定に依拠した「限定型」の意味でのマイノリティであるが，混乱を防ぐために少数民族等と区別して表記することにした。

この THIRD　STAGE は，必ずしも自分には関係が深い問題ではないかもしれない。しかし，すべての人に保障されるべき人権が，最も否定されやすい局面を知り，基本的人権がすべての人に保障される社会とは何かということを，人として，主権者としてしっかり考えてみてほしい。2010年５月には「日本国憲法の改正手続に関する法律」が施行され，私たちの一票が，憲法を，そしてこの国のあり方を決める日々がやってくるのは，現実的になっている。

今回の改訂では，第４版以降に制定・改正された法律や判決などをアップデートした。この間，人権保障にとってプラスに進んでいった面もあれば，反 DEI やヘイトスピーチの激化，「働きたい改革」へのかじ取りなど懸念される社会の動きもあり，そのような懸念が本書のところどころに現れている。

入門書として，わかりやすい表現を心がけたが，それでもまだ法的なかたいいいまわしもある。各講の導入部分でとっつきにくさを補ってみた。

なお，本書の製作にあたり法律文化社の八木達也氏に大変お世話になった。紙面を借りてここにお礼を申し上げさせていただきたい。

2026年４月

大国による法の支配の軽視と AI の急激な進化の日々に

著　　者